

## 令和6年度

### 「伊仙町放課後児童クラブ（学童保育）」説明のしおり

4月から町内の小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後児童クラブ(学童保育)事業を実施いたします。（定員超過の場合は、低学年生を優先します。）

#### 目的

放課後児童クラブ(学童保育)事業は、放課後や長期休業中に、保護者が昼間家庭にいない場合に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の育成支援を行う事業です。



#### 実施対象

保護者が労働等により、昼間家庭に居ない、町内に居住する小学生を対象とします。

#### 申請期間

令和6年4月からの実施に向け、下記期間中に申請して下さい。（締切厳守）

申込期間：R6年2月5日(月)～2月29日(木)まで

受付場所：伊仙町役場 子育て支援課 児童福祉係

※就労証明書につきましては、幼稚園・保育所申請時に提出された方は不要です。

#### 入所辞退及び退所等

入所の決定後に辞退される場合や退所される場合は、【子育て支援課 児童福祉係】学童担当まで速やかに事前届出をしてください。

登録された児童は、出欠に関わらず、利用料が発生いたします。

#### 事業実施 場所

- ❁伊仙町放課後わくわくクラブ（みらい館・ほーらい館）
- ❁犬田布学童クラブ（犬田布幼稚園）
- ❁西伊仙放課後児童クラブ(西伊仙児童館)
- ❁【開所予定】面縄放課後児童クラブ(東面縄青少年会館)

※原則、中学校区内の学童利用となります。（東部地区除く）

※長期休暇期間等は、場所の変更等もありますので、ご了承ください。

希望のクラブに入所できない場合や申込者多数の場合は、就労状況等に応じて選考させていただきます。

また、面縄放課後児童クラブにつきましては、計画段階のため、入所できない場合もございます。開所されない場合は、その他のクラブで選考させていただきます。

## 実施時間

授業のある日(平日) : 下校時刻から午後6時まで

授業のない日【長期休業等(月曜日から金曜日)】 : 午前8時から午後6時まで

## 休業日

☆ 土・日曜日・国民の祝日はお休みです。

☆ 年末年始

## 利用料 (通常利用料は、5,000円で、夏休み8月のみ10,000円)

	月 額	備 考
4月～7月 9月～3月 (月曜日から金曜日)	5,000円	冬休みのみ利用 5,000円(12月:2,500円、1月:2,500円) 春休みのみ利用 2,500円(3月分)
8月 (月曜日から金曜日)	10,000円	夏休みのみ利用 12,000円(7月・8月) 夏休みのみ利用 2,500円(7月のみ) 夏休みのみ利用 10,000円(8月のみ)
保険料	800円	初登園月に年間のスポーツ保険料

円)

※ 利用料の納入につきましては、当月分を月末までに納入してください。

**3カ月分の利用料遅延の場合は、退所をお願いすることがあります。**

## お弁当など

学校が休みの日や、長期休業時・給食が無い日には、お弁当や水筒などの準備が必要となります。(夏休み時には着替え・帽子・タオルなども必要です)

## 会費の徴収

会費の納入については、各クラブの担当者へお渡しください。

## その他

児童の各学校からの迎えにつきましては、放課後児童クラブで行います。

(ただし、クラブ終了時のお迎え、休業期間の送迎は保護者の方で、午後6時までに確実にお願いします。)

クラブ時間内に、万が一事故等が発生した場合は、掛けられている保険内で対応します。

事業の詳細につきましては、役場 子育て支援課 へお問い合わせください。

**【お問合せ先】 電話 86-3114**